

離職者住居支援給付金支給申請書

様式第12号

離職者住居支援給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿 事業主 住所〒
(公共職業安定所長経由)

又は 名称

代理人 氏名 印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に労働移動支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をしてください。

事業主 又は 住所〒

(提出代行者・事務代理者) 名称

社会保険労務士 氏名 (印)

① 申 請 す る 事 業 所	(フリガナ)		(2) 労働保険番号	府県	所 掌	管轄	基幹番号	枝番号	
	(1) 事業所名								
	(3) 雇用保険適用 事業所番号								
(4) 住 所	〒								
		電話番号 () -							
② 離職者住居 再就職援助計画		認定番号 第 号		認定年月日 平成 年 月 日					
③ 希望する 支払金融 機関	金融機関名		銀行・金庫		口座の種類		普通・当座・その他		
	支店名		支店		口座番号				
	(フリガナ) 口座名義								
申請書作成担当者職氏名			所属部署			電 話			
※支給決定年月日		平成 年 月 日		※支給決定番号		第 号			
※支給決定額			※備 考						
※労働局決裁欄			(1) 労働保険料の滞納状況			(2) 過去の不正受給			
			(局長) (部長・) (課長・) (係長・) () ()						

※欄には記入しないでください。

様式第 12 号 (裏面)

(提出上の注意)

1 支給申請期間

本給付金の支給申請は、支給対象期間の終了した日(※)の翌日から起算して1か月以内に、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければなりません。なお、当該提出については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。

(※) 支給対象期間が終了した日とは、以下のイからニのいずれかをいいます。

イ 事業主から離職後も引き続き住居の提供を受け、本給付金の支給対象者となった方(以下、「住居支援対象者」という。)の離職日の翌日から起算して6か月が経過した場合、当該経過した日。

ロ 申請事業主が住居支援対象者への住居の提供を中止した場合、その退去日。

ハ 住居支援対象者が、自己都合のために住居を離れた場合、その退去日。

ニ 住居支援対象者が、雇用保険の被保険者として就職した場合、その被保険者となった日の前日。

なお、上記イ及びロによる場合には、当該終了した日の2週間前までに当該事実を住居対象者に告知しなければなりません。

2 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

一 再就職援助計画(写)及び当該計画に係る計画対象労働者に関する一覧(写)

二 住居支援対象者の離職前の雇用関係や離職日前6か月間の出勤状況を明らかにする離職証明書又は雇入通知書、出勤簿及び労働者名簿等の書類

三 離職時住居の所有者と事業主が締結した賃貸借に係る契約書又は当該住居が事業主又は資本的・経済的・組織的に事業主と関連する者が所有する不動産であることを明らかにする登記簿等の書類

四 上記三の賃貸借契約に係る領収書(住居支援対象者の離職前の1か月分から支給対象期間の終了までに係るまでのもの)

五 支給申請日までに住居支援対象者本人が記載した離職者住居支援給付金申立書(様式第12号別紙1)

六 住居支援対象者に住居に係る費用を負担させた場合、住居支援対象者の住居に係る費用の自己負担額を明らかにするための会計帳簿等

七 離職日の前後に住居支援対象者が離職時住居に居住していたことを明らかにするための住居支援対象者の住民票(写)、住居支援対象者あての公共料金支払明細書(写)又は住居支援対象者本人宛の郵便物(写)(氏名、住所及び消印が記載されているものに限る。)等

八 当該住居の外観の写真

九 支給申請の初日を確認するための住民票(写)、転出証明書(写)又は支給申請期間内の公共料金の支払明細書(写)等

十 専有面積を明らかにするための住居の見取り図又は図面あるいは、登記簿等の書類